社員・社員総会

○ **社員**は、社団たる医療法人の**最高意思決定機関**である**社員総会の構成員**としての役割を担う。

○ **社員総会**は、**事業報告書等の承認**や**定款変更**、**理事・監事の選任・解任**に係る権限があり、このことにより、法人の業務執行が適正でない場合には、理事・監事の**解任権限を適切に行使し、適切な法人運営体制を確保する**ことも社員総会の責務である。

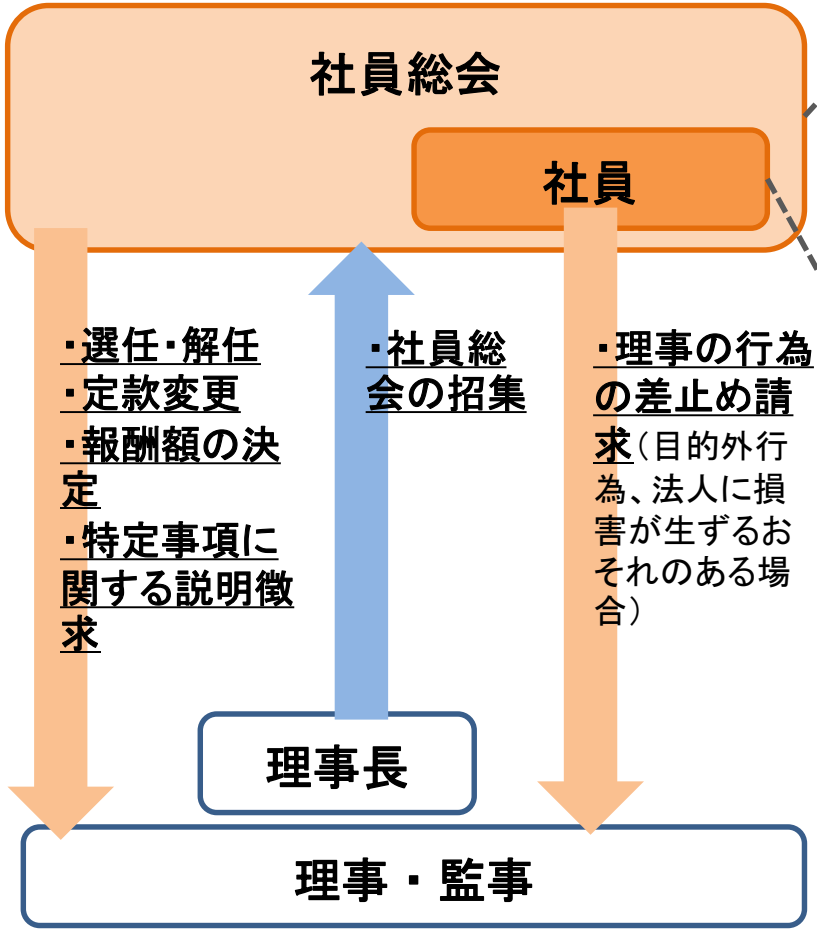

【社員総会の権限（主なもの）**】**
- **理事、監事の選任・解任**
- **定款の変更**
- **事業報告書等の承認**
- **理事・監事に対する特定事項に関する説明徴求**
- **理事、監事の報酬額の決定**（定款で額が定められていないとき）
- **理事等の法人に対する損害賠償責任の一部免除**
- **合併・分割の同意（全社員の同意により合併・分割が可能）**
- **解散の決議**

【社員の権限（主なもの）**】**
- **社員総会の招集請求**（総社員の1/5以上の社員により請求が可能。）
- **理事の行為の差止め請求**（理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令等に違反する行為をし、当該行為によって法人に回復できない損害が生ずるおそれのあるとき）
- **理事・監事等の責任追及の訴え**（法人に訴えの提起を請求し、60日以内に法人が訴えの提起をしない場合、当該請求をした社員が提起可能）
- **理事・監事の解任の訴え**（不正行為又は法令・定款違反にもかかわらず、解任決議が社員総会で否決されたときは、総社員の1/10以上の社員により提起可能）

評議員・評議員会

○　**評議員**は、財団たる医療法人の最高意思決定機関・諮問機関である**評議員会の構成員**としての役割を担う。

○　**評議員会**は、**事業報告書等の承認**や、**予算・寄附行為の変更等の重要事項や決算・事業実績の報告に対する意思決定又は意見陳述**、また、**理事・監事の選任・解任に係る権限**があり、このことにより、法人の業務執行が適正でない場合には、**理事・監事の解任権限を適切に行使し、適切な法人運営体制を確保する**ことも評議員会の責務である。

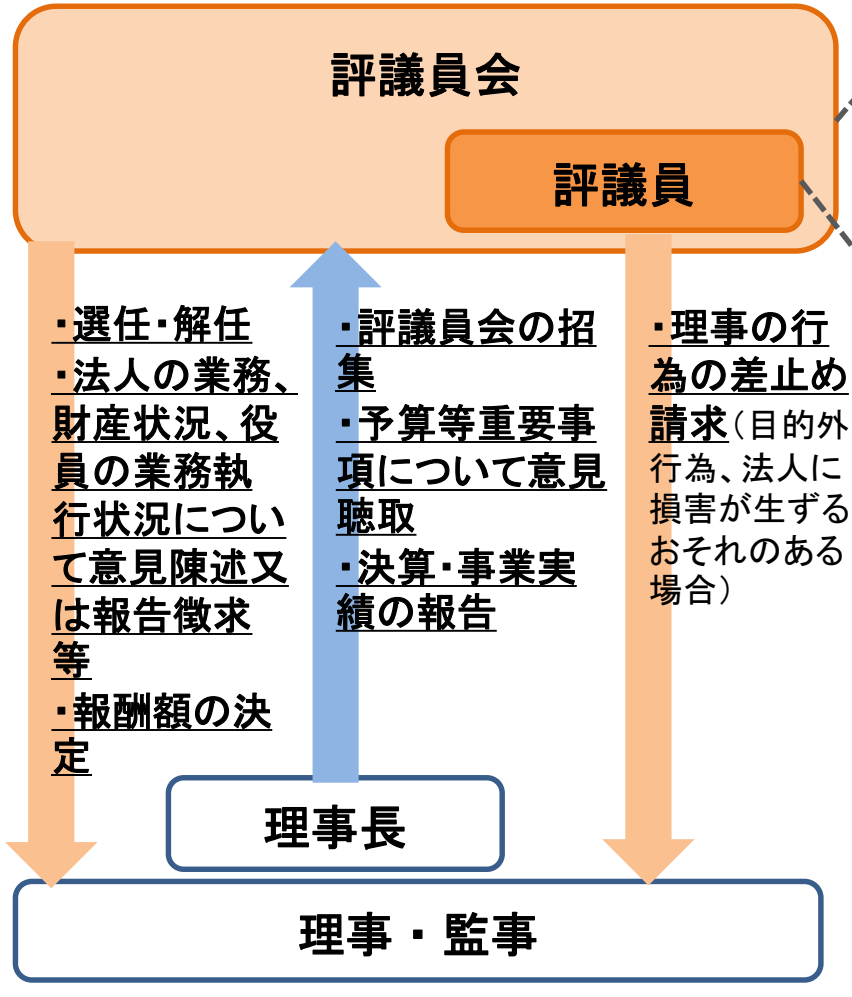

【評議員会の権限（主なもの）**】**

- **法人の重要事項（予算、寄附行為の変更等）の決定又は意見陳述**
- **理事・監事の選任・解任**
- **理事・監事の報酬額の決定**（寄附行為で額が定められていないとき）
- **理事等の法人に対する損害賠償責任の一部免除**

【評議員となる者】

- 医療従事者、病院等の経営に関して見識を有する者及び患者等のうちから、寄附行為で定める方法により選出する。
- 当該法人の**役員・職員との兼職禁止**。

【評議員の権限（主なもの）**】**

- **評議員会の招集請求**（総評議員の1/5以上の評議員により請求が可能）
- **理事・監事・評議員の解任の訴え**（不正行為又は法令・寄附行為違反にもかかわらず、解任決議が評議員会で否決されたときは、個々の評議員が提起可能）
- **理事の行為の差止め請求**（理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令等に違反する行為をし、当該行為によって法人に回復できない損害がずるおそれのあるとき）

【評議員の義務】　・**善管注意義務**

【評議員の責任】（→損害賠償責任　理事と同じ）

理　事

○　医療法人の理事は、**理事会の構成員**として、医療法人の**業務執行の意思決定に参画**する。また、**忠実に職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの監事への報告義務**などが課せられ、義務違反等の場合には**損害賠償責任を負う**ことがある。　※理事会の決議に参加した理事は、議事録に異議をとどめない場合、その決議に賛成したものと推定される。

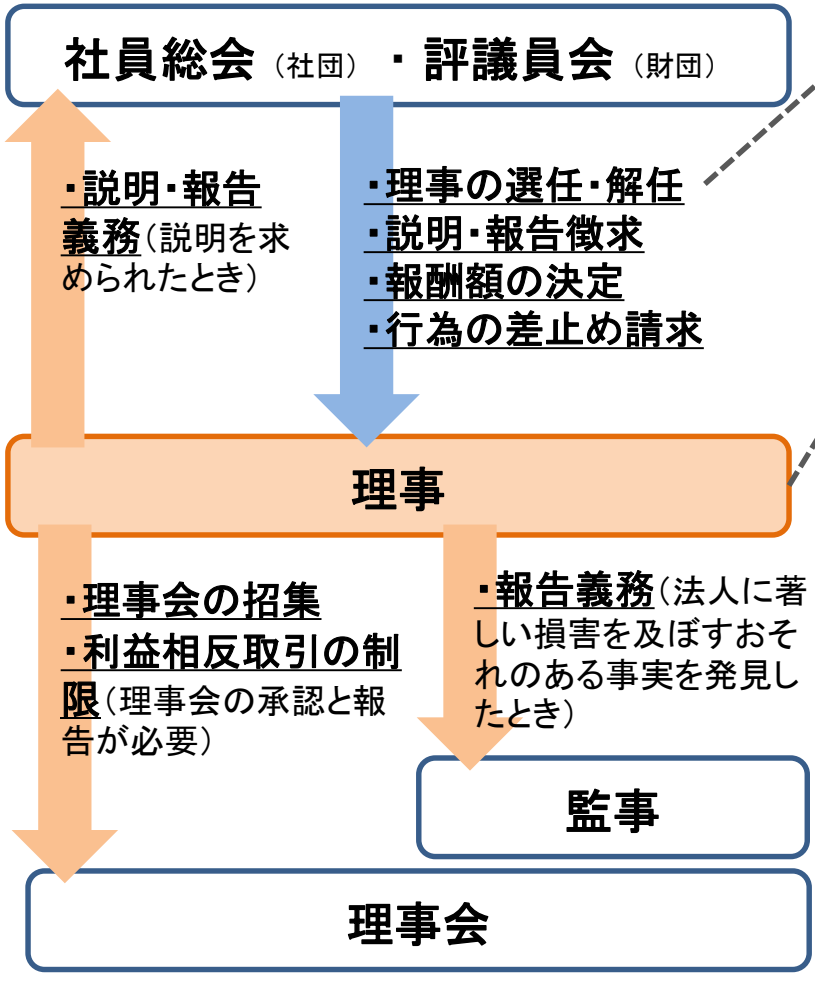

【理事の解任】

社団の場合：いつでも、社員総会の決議により解任が可

財団の場合：次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任が可　①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき　②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

【理事の義務等（主なもの）**】**

- **忠実義務**（法令、定款又は寄附行為、社員総会又は評議員会の決議を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務）
- **善管注意義務**（民法の委任の規定に基づく善良な管理者の注意義務）
- **競業及び利益相反取引の制限**（自己又は第三者のために法人と取引をする場合等において理事会の承認と報告が必要）
- **社員総会・評議員会における説明・報告義務**（社員又は評議員から説明又は報告を求められたとき）
- **監事に対する報告義務**（法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき）

【理事の責任（主なもの）**】**

- **法人に対する損害賠償責任**（任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任）
- **第三者に対する損害賠償責任**（職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任）

理事会・理事長

○　**理事会**は、**法人の業務執行を決定し、理事の職務執行を監督**し、**理事長を選出・解職**する権限を持つ。
○　**理事長は、法人を代表し、法人の業務を執行する。**また、自己の**職務執行の状況を理事会に報告**する義務がある。

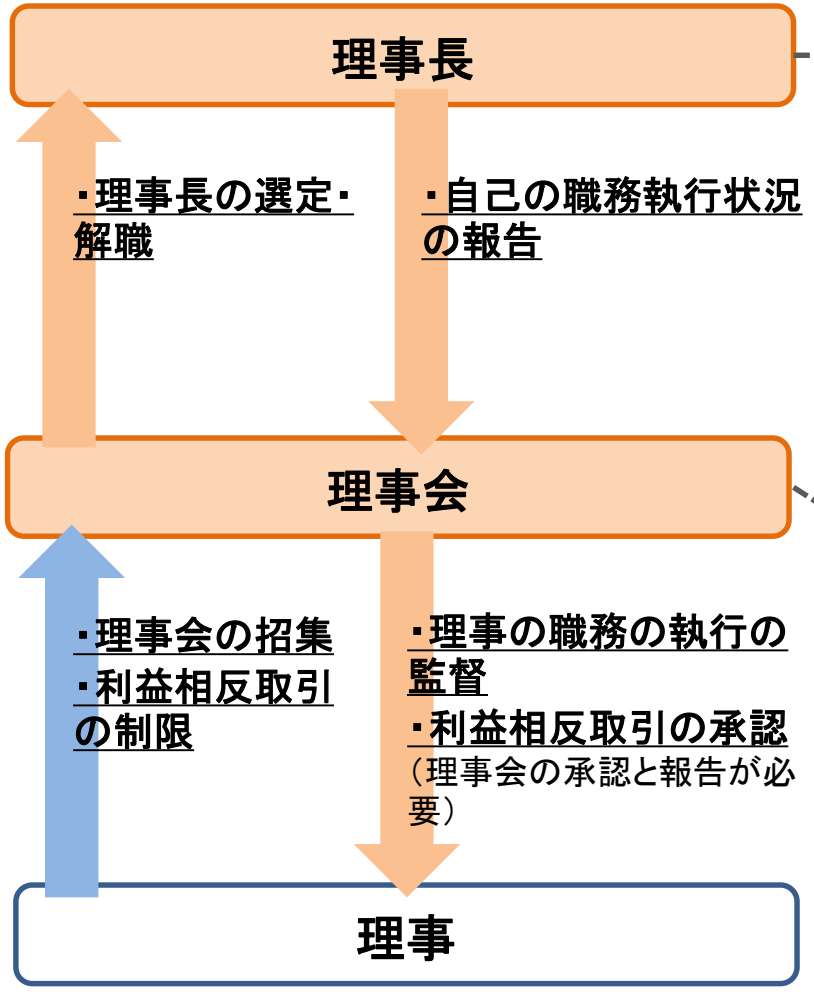

【理事長の権限（主なもの）**】**
・法人の業務に関する一切の裁判上・裁判外の行為
※法人は、理事長の職務について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う
【理事長の義務（主なもの）**】**
・理事会への職務執行状況の報告義務（3か月に1回以上。定款により毎事業年度2回以上（4か月を超える間隔）に緩和可。報告の省略は不可）

【理事会の権限（主なもの）**】**
・法人の業務執行の決定
・理事の職務の執行の監督
・理事長の選定及び解職
・競業・利益相反取引の承認
・監事等の監査を受けた事業報告書等の承認
※以下の事項の決定を理事に委任することは不可
①重要な資産の処分・譲受け、②多額の借財、③重要な役割を担う職員の選任・解任、④従たる事務所その他の重要な組織の設置・変更・廃止、⑤定款（寄附行為）の定めに基づく役員等の責任の免除

監　事

○　**監事**は、**医療法人の業務、財務の状況を監査**し、毎会計年度、監査報告書を作成し、社員総会又は評議員会及び理事会に提出する。このため、監事には各種の権限が付与され、また、義務が課されている。監事が複数いる場合でも、その**権限は各監事が独立して行使**でき、**義務は各監事がそれぞれ負う**ことになる。

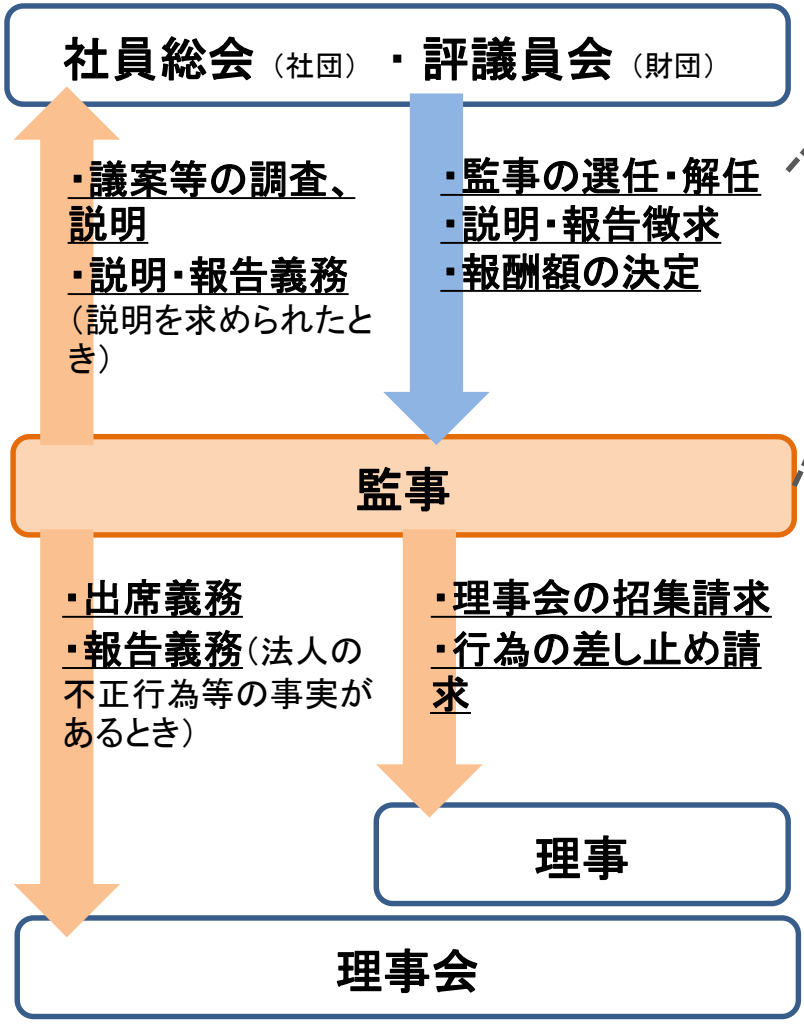

【監事の解任】
社団、財団とも、解任事由については理事と同じ。ただし、解任には社員総会又は評議員会において出席者の3分の2以上の賛成による決議が必要。

【監事の権限（主なもの）**】**
- **法人の業務、財産の状況の監査**
- **事業報告書等の監査**
- **善管注意義務**（民法の委任の規定に基づく善良な管理者の注意義務）
- 不正等の報告のための**理事会等の招集請求**
- **理事の行為の差止め請求**（理事が法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款違反の行為をし又はそのおそれがあり、当該行為により法人に著しい損害が生ずるおそれがあるとき）
- **法人と理事との間の訴えにおける法人の代表**

【監事の義務（主なもの）**】**
- **理事会への出席義務**
- **理事会等への報告義務**（法人の業務又は財産に関して不正行為又は法令・定款等に違反する事実があるとき）
- **社員総会・評議員会の議案等の調査・報告義務**（報告義務については法令・定款違反又は著しく不当な事項がある場合）
- **社員総会・評議員会における説明・報告義務**（→理事と同じ）

【監事の責任】（→損害賠償責任　理事と同じ）